

移動等円滑化取組計画書（路面電車 ハード対策）

令和8年6月19日

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号
事業者名 札幌市交通局
代表者名 交通事業管理者 交通局長 梅田 岳

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- 1

旅客施設（路面電車停留場）の整備に関する事項
- 2

「札幌市軌道運送高度化実施計画」に基づき、既設線区間の全停留場（24箇所49面）の改修工事を実施している。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
街路拡幅区間の停留場 (バリアフリー化)	・街路拡幅事業区間など道路幅員が大きい区間では、停留場の幅を広くするとともに、乗降場の嵩上げ等を行う。 (停留場の拡幅・嵩上げ・スロープ設置・上屋改修・設備改修) →整備後は公共交通移動等円滑化基準を満たす。
街路拡幅の予定のない停留場 (狭幅員新設)	・将来的にも拡幅の予定がなく、道路幅員が小さい区間では、停留場の幅はそのまま、乗降場の嵩上げ等を行う。 (嵩上げ・スロープ設置・上屋改修・設備改修) →整備後も公共交通移動等円滑化基準を満たさない。
街路拡幅予定区間の停留場 (暫定整備)	・将来的には道路を拡幅する計画であるが、当面は現在のままの道路幅の区間では、停留場の幅はそのまま、乗降場の嵩上げ等を行う。(嵩上げ・スロープ設置・上屋補強) →将来的に街路拡幅事業等により道路幅員が確保された際には停留場再整備により公共交通移動等円滑化基準を満たす。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	回答対象外

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	回答対象外

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	回答対象外

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	回答対象外

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	回答対象外

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

回答対象外

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

札幌市交通局HPに掲載

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、札幌市交通事業経営計画【令和元～10年度(2019～2028年度)】に基づき実施する。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書（路面電車 ハード対策）

令和8年6月19日

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号
事業者名 札幌市交通局
代表者名 交通事業管理者 交通局長 梅田 岳

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

老朽車両の更新に合わせて、バリアフリー対応の低床車両を計画的に導入する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
低床車両の導入	2019年度から2028年度において低床車両14両の導入を計画。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	回答対象外

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	回答対象外

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	回答対象外

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	回答対象外

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	回答対象外

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

回答対象外

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	回答対象外	

Ⅴ 計画書の公表方法

札幌市交通局ホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、札幌市交通事業経営計画【令和元～10年度(2019～2028年度)】に基づき実施する。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。